

令和5年11月作成

定年引上げに伴う組合員資格等の取り扱い

定年前に退職される方用

(昭和38年4月2日～昭和39年4月1日生まれの方)

- I 退職時の手続き等について
 - 1 退職慰労金等給付金の請求手続きについて
 - 2 貸付金の清算について
 - 3 退職互助部への継続加入について

- II 組合員資格の取り扱いについて
 - 1 組合員資格等について

(注意点)

掲載の内容は、令和5年10月現在のものです。法令、規程等の改正により変更が生じることがありますので予めご了承ください。

I 退職時の手続き等について

退職時の互助組合への手続きは下記のとおりとなります。

1 退職慰労金等給付金の請求手続きについて

(1) 対象

すべての組合員

(2) 給付方法

請求方式

(3) 請求手続き

「退職慰労金等給付金請求書」を所属所経由で提出ください。

2 貸付金の清算について

利用している貸付金は、退職時に一括清算していただきます。

(1) 対象

貸付利用者

(2) 清算方法

ア 退職手当から控除します。

イ 退職手当から全額控除できなかった場合は、退職慰労金等給付金を貸付金残額に充当します。

ウ 退職慰労金等給付金を充当しても全額清算できなかった場合は、本人様あて請求書を送付します。

(3) 経過利息

退職日から全額完済されるまで1日ごとに経過利息が加算されます。

3 退職互助部への継続加入について

退職後の生活の安定と福利の増進を目的とした退職互助部に加入することができます。(希望者)

(1) 加入資格

ア 現職組合員（一般組合員）の在会期間が10年以上ある者

イ 上記アの者の配偶者（健康保険上の被扶養者を問わない）

ウ 加入期限

退職後6か月以内

(2) 加入会費

一人45万円（終身会費）

(3) 加入手続き

退職互助部「継続加入届」を提出ください。

(4) 事業内容

互助組合HP内の現職組合員用ページから「退職互助部について（動画）」をご視聴ください。

Ⅱ 組合員資格の取り扱いについて

組合員資格等は下記のとおりとなります。

1 組合員資格等について

(1) 組合員資格

ア 退職時

退職時に現職組合員（一般組合員）としての資格を喪失します。

イ 退職後、定年前再任用短時間勤務職員になる場合

(ｱ) 公立学校共済組合（静岡支部）の組合員資格要件を満たさない場合は、互助組合の現職組合員（短期組合員）の加入資格を取得しません。

(ｲ) 公立学校共済組合（静岡支部）の組合員資格取得と同時に互助組合の現職組合員（短期組合員）の資格を取得し、新規加入扱いとなります。

□ 短期組合員について

① 掛金・会費の月額

給料月額の1000分の6

② 給付事業

対象（退職慰労金等給付を除く）

③ 貸付事業

対象外

④ その他事業

一部事業を除き対象

（対象外：ヘルスサポート、永年勤続者慰労事業）